



発行 東京都

目次

28

規程（交）

- 東京都交通局処務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程……………三
- 東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局公印規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程……………四
- 東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程……………五

規程（交）

- 東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局道路占用工事監察委員会規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局給水装置用材料等審査委員会規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程を廃止する規程……………七

●交通局規程第三十七号

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局処務規程（昭和三十七年交通局規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定中「及び保有特定個人情報」を削る。

第十三条に次の一項を加える。

4 前条の規定により審査の対象とされた事案について至急に審査を行う必要がある場合であつて当該事案の審査を行う文書主任又は文書取扱主任が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ課長が指定する者に審査を行わせるものとする。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十三条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

●交通局規程第三十八号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時的任用職員(法第二十二條の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。 )及び」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の人事考課に関する規程(平成十四年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十二條の三第一項」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條」を加える。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年交通局規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千六百八十」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の九千六百七十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千六十」に、「一万分の七千八百九十九」を「一万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一万」を「一万分の九千」に改め、同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十一号

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四十三年交通局規程第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害補償兼見舞金記録簿」を「災害補償記録簿」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●交通局規程第四十二号

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程（昭和四十六年交通局規程第六十七号）は、廃止する。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程

東京都水道局水運用規程（昭和五十五年東京都水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「多摩水道改革推進本部調整部長」を「浄水部長、多摩水道改革推進本部調整部長」に改め、「多摩水道改革推進本部調整部長」の下に「水運用センター所長（以下「所長」という。）」を加え、「及び浄水管理事務所」を「浄水管理事務所長及び給水管理事務所長」に改め、同条第三号中「多摩水道改革推進本部調整部」を「浄水部、多摩水道改革推進本部調整部」に改め、「多摩水道改革推進本部調整部」

の下に「水運用センター」を加え、「及び浄水管理事務所」を「浄水管理事務所及び給水管理事務所」に改め、「及び貯水池管理事務所」を「貯水池管理事務所及び給水事務所」に改める。

第五条第三項中「水運用センター所長（以下「所長」という。）」を「所長」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「把握」を「把握」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（受託水運用施設管理者等）

第十九条 水運用施設管理者は、所属職員以外の者に水運用に係る業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の委託を受けた者のうち、業務の全部の委託を受けたものは、受託水運用施設管理者を置かなければならない。

3 受託水運用施設管理者は、水運用に係る業務を行うため、受託水運用機関を置かなければならない。

4 第六条第四項及び第十五条第二項の規定は受託水運用施設管理者及び受託水運用機関について、第七条第一項及び第八条から第十一条までの規定は受託水運用施設管理者について、第七条第二項及び第十六条の規定は受託水運用機関について、それぞれ準用する。

5 水運用施設管理者は、水運用に係る業務の全部を委託した場合は、受託水運用施設管理者及び受託水運用機関の設置について、所長に通知しなければならない。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二十一の項中「営業担当」を「庶務担当」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

（昭和四十六年東京都水道局管理規程第十号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時的任用職員（法第二十二條の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）及び」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第八の二神奈川県の項を削除する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程を廃止する規程

（昭和四十六年東京都水道局管理規程第三十三号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程

（平成二十六年東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び工業用水道事業」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「及び工業用水道事業」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程

東京都水道局固定資産規程（昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 東京都水道局長委任条項（昭和四十七年東京都規則第二百九号）第四号に基づく事務については、東京都規則その他の関係規程及び通達に基づき処理するものとする。  
第三条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる有形固定資産及び無形固定資産の整理区分は、別表第一に定めるところによる。

第十五条の二中「しゅん功」を「しゅん工」に改める。

第五十八条第二項中「解除一」を「解除が」に改める。

別表第一有形固定資産の部建設仮勘定の項中「（工業用水道事業会計分を含む。）」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局調布防潮せき管理規程（昭和四十一年東京都水道局管理規程第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「玉川浄水場」を「浄水部設備課」に改める。

第三条中「玉川浄水場長（以下「場長」という。）」を「浄水部施策推進担当課長（以下「課長」という。）」に改め、「取水作業を最も効果的に行うため、」を削る。

第五条を削る。

第六条第一項第二号中「（こう門、水門及び起伏せき）」を「（こう門及び水門）並びに起伏せき」に改め、同条第二項中「場長」を「課長」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「場長」を「課長」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第六条とする。

第八条を第七条とする。

第九条を削る。

第十条中「取水に支障がない限り」を「可動せき（こう門及び水門）並びに起伏せきを閉鎖している場合において、」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「場長」を「課長」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「場長」を「課長」に改め、同条第一号中「風雨注意報及び大雨注意報又は台風警報」を「洪水注意報又は洪水警報」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「場長」を「課長」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条の見出し及び同条中「職員」を「人員」に、「招集」を「配置」に改め、同条中「場長」を「課長」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条の見出し中「可動せき」の下に「等」を加え、同条第一項ただし書を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、漂流物の状況によつては、こう門を先に開くことができ

る。起伏せきが既に開放した状態である場合も同様とする。

第十五条を第十三条とする。

第十六条の見出し中「可動せき」の下に「等」を加え、同条第三項中「ときは」を「場合は」に、「場長」を「課長」に、「実施予定一時間前までに」を「全開にするときは」に改め、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、同条第四項中「場長」を「課長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 主任は、起伏せきを操作しようとするときは、あらかじめ操作計画をたて、状況、操作の開始時刻及び操作の方法を課長に報告するとともに、実施予定一時間前までに次に掲げる関係機関に予告しなければならない。

一 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所

二 東京都建設局第二建設事務所

三 防潮せき下流の漁業組合

四 その他局長が必要と認め別に定めるもの

第十六条を第十四条とする。

第十七条第三項中「閉鎖順位」を「閉鎖及び当該順位の決定」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条中「場長」を「課長」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「場長」を「課長」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条中「場長」を「課長」に改め、同条第二号中「溢水量及び」を削り、同条第三号中「可動せき」の下に「及び起伏せき」を加え、同条を第十八条とする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程(平成十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第九条第四号中「(工業用水道条例施行規程第五条の二において準用する場合を含む。)」及び「(工業用水道事業に係る給水装置の工事を含む。以下本条において同じ。)」を削り、同条第五号中「(工業用水道条例施行規程第五条の二において準用する場合を含む。)」及び「又は東京都工業用水道事業管理者(以下「管理者等」という。)」を削り、同条第六号中「(工業用水道条例施行規程第五条の二において準用する場合を含む。)」及び「等」を削り、同条第七号中「等」及び「又は工業用水道施設」を削る。

第十七条第三項第一号中「、浄水部工業用水道担当課長」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局道路占用工事監察委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局道路占用工事監察委員会規程の一部を改正する規程

東京都水道局道路占用工事監察委員会規程(昭和四十八年東京都水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 多摩水道改革推進本部調整部技術業務改善担当課長

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局給水装置用材料等審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局給水装置用材料等審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都水道局給水装置用材料等審査委員会規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、浄水部工業用水道担当課長」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び臨時的任用職員(法第二十二條の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。)」を削る。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十二條の三第一項」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條」を加える。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程を廃止する規程

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第三十六号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

